



教 職 第 1 6 5 号

平成28年5月20日

秋葉 幸一 様

千葉県教育委員会教育長 内藤 敏也



個人情報の無断持ち出し及び目的外使用について（勧告）

県教育委員会は、これまでも個人情報の管理の徹底等について、厳しく指導をしてきたところです。

しかしながら、あなたは、千葉県立成田北高等学校に在職中の平成23年度末から平成26年度末までの間、校外への持ち出しが厳禁とされている生徒の入学者選抜に係る重要情報を含む、生徒の個人情報を管理職の許可なく校外に持ち出しました。

さらに、退職後の平成28年3月22日（火）頃、持ち出した同個人情報を目的外に使用し、同校の卒業生335名に対し、私事に係る文書を送付しました。

このことは、あなたが教育公務員であれば、懲戒処分に相当する行為であり、当時の校長については、このことに対する監督責任として、本日付けで厳正な処分が行われました。

公務員の倫理が厳しく問われ、県教育行政に対するより一層の理解と信頼を得る必要のある中で、あなたがこのような行為を行ったことは極めて遺憾です。

今後は、あなたが教育公務員であったことを十分自覚・自戒し、職務上知り得た秘密を漏らしたり、個人情報を目的外に使用したりするなど、県民の学校教育への信用失墜につながるような行為をしないよう勧告します。